

## 高齢者居住安定確保計画について

### 1. 制度の背景等

#### 高齢者の居住の安定確保に関する法律について

##### 高齢者の居住の安定確保に関する法律〈高齢者住まい法〉（平成13年6月）

- 民間活力を利用した高齢者向け賃貸住宅の供給促進
- 高齢者が円滑に入居し、安心して生活できる賃貸住宅市場の整備
- 高齢者自らによる持家のバリアフリー化の推進



##### 高齢者住まい法の一部改正（平成21年）

- 都道府県が定める高齢者の居住の安定確保に関する計画制度の創設
- 高齢者円滑入居賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅の制度改善
  - ・高円賃及び高専賃の登録基準を設定
  - ・登録した住宅の管理状況の報告徴収制度の創設等、指導監督の強化
- 高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の供給の促進



##### 高齢者住まい法の一部改正（平成23年）

- 高齢者へ支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設



##### 高齢者住まい法の一部改正（平成28年8月施行）

- 市町村高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和が可能

### 2. 計画の目的

- 住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開する。
- 住宅施策と福祉施策が連携して取り組むことにより、よりの確な対応を目指す。
- 目標と施策を提示することにより、民間事業者の取り組みを促進されることが期待される。

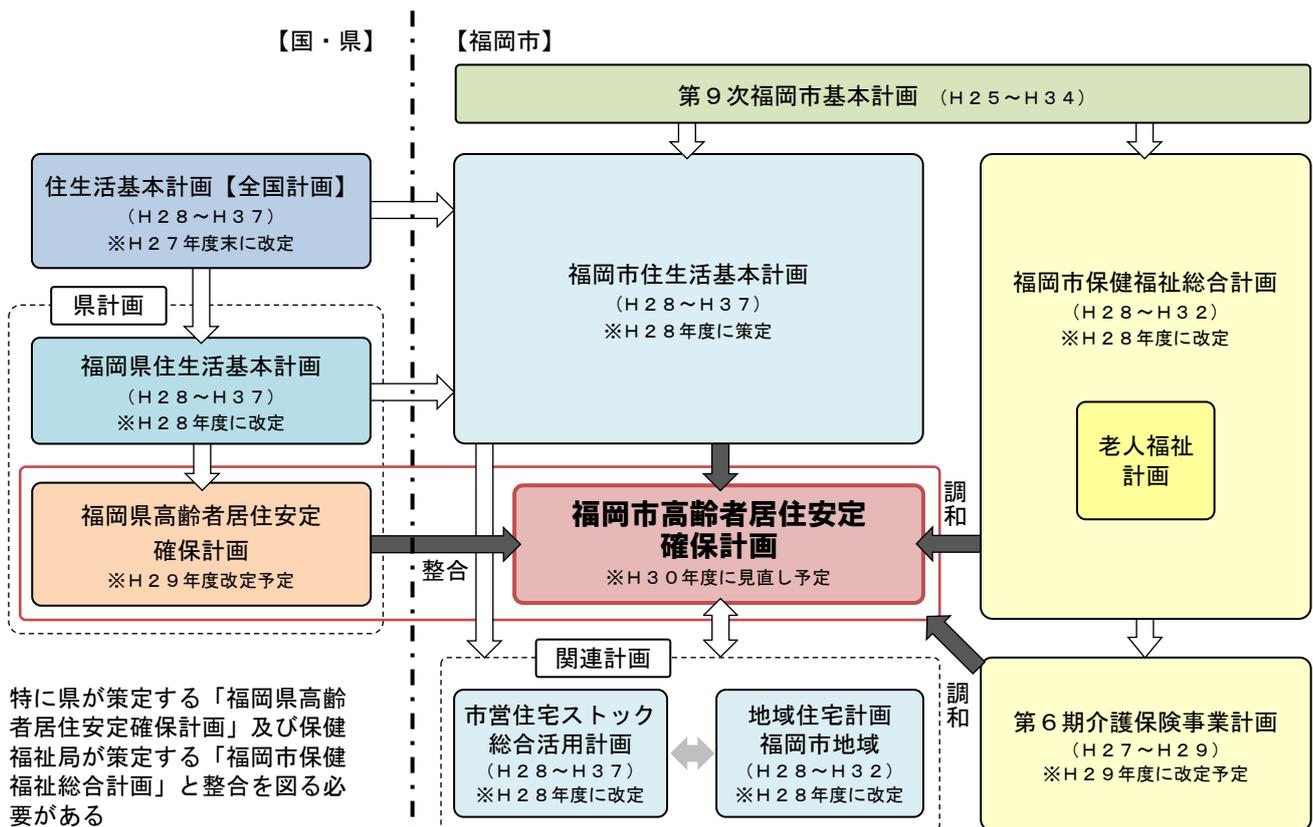
### 3. 計画の内容

【計画に定める事項】 ※高齢者住まい法より

- 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- 前項の供給目標を達成するために必要なもの
  - ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
  - ・高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
  - ・高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
  - ・「高齢者居宅生活支援事業」に供する施設の整備の促進に関する事項
  - ・その他、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
- 計画期間
- その他、区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

### 4. 計画の位置づけ

- 「福岡市高齢者居住安定確保計画」は、住宅施策に関する上位計画である「福岡市住生活基本計画」をふまえ、県計画及び高齢者保健福祉に関する施策も含む「福岡市保健福祉総合計画」と連携して、策定する計画である。



### 5. 計画期間

- 「福岡市高齢者居住安定確保計画」の現行計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間とし、適宜見直しを行うものとしている。
- 計画の改定にあたっては、「福岡市住生活基本計画」を踏まえ、「福岡市保健福祉総合計画（老人福祉計画）」や「介護保険事業計画」と調和を図り、長期的施策を講じることができるよう、計画期間を平成30年度から平成35年度までの6年間とする。